

北九州市議会会議規則新旧対照表

新 (改正案)	旧
<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>その旨を議長に通告</u>しなければならない。</p>	<p>(参集)</p> <p>第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、<u>応招簿に署名し、又は押印</u>しなければならない。</p>

先例の改正について (案)

新 (改正案)	旧
<p>第3節の2 参集</p> <p>9-2 議員の応招の通告は、会派控室前に設置する議員氏名を表示したランプをつける方法により行う。(会規1条)</p>	